

別表第一 削除（平成一四条例第一号）
 別表第二 削除（平成一四条例第一号）
 別表第三（第三条、第十八条関係） 改正（平成二七条例第三号）

				炉						種	
半密閉式				開放炉以外			開放炉			類	
		浴室 内 設置								入 力	
外がまでバーナー取り出し口の無いもの	外がまでバーナー取り出し口の無いもの	内がま	外がまでバーナー取り出し口の無いもの	使用温度が三〇〇度未満のもの	使用温度が三〇〇度以上八〇〇度未満のもの	使用温度が八〇〇度以上のもの	使用温度が三〇〇度未満のもの	使用温度が三〇〇度以上八〇〇度未満のもの	使用温度が八〇〇度以上のもの	入	力
外がまでバーナー取り出し口の無いもの	外がまでバーナー取り出し口の無いもの	内がま	外がまでバーナー取り出し口の無いもの	使用温度が三〇〇度未満のもの	使用温度が三〇〇度以上八〇〇度未満のもの	使用温度が八〇〇度以上のもの	使用温度が三〇〇度未満のもの	使用温度が三〇〇度以上八〇〇度未満のもの	使用温度が八〇〇度以上のもの	二	キ
用以外のバーナーをもつもの	用以外のバーナーをもつもの	用以外のバーナーをもつもの	用以外のバーナーをもつもの	一〇〇	一五〇	二五〇	一〇〇	一五〇	二五〇	上	方
用以外のバーナーをもつもの	用以外のバーナーをもつもの	用以外のバーナーをもつもの	注一五	五〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	一五〇	二〇〇	側	方
用以外のバーナーをもつもの	用以外のバーナーをもつもの	六〇	一五	一〇〇	二〇〇	三〇〇	一〇〇	二〇〇	三〇〇	前	方
用以外のバーナーをもつもの	用以外のバーナーをもつもの	一五	一五	五〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	一五〇	二〇〇	後	方
注…浴槽との距離は〇センチメートルとするが、合成樹脂浴槽（ポリプロピレン浴槽等）の場合、二センチメートルとする。										備考	

料	右記に分類されないもの	液体燃料		不燃						
		不燃	不燃以外	屋外用	密閉式	半密				
						浴室外設置				
						内がま	外がま	取出口のあり		
・不燃										
密閉式										
隠ぺい										
	―	三九キロワット以下	三九キロワット以下	二一キロワット以下（ふろ用以外のバーナーをもつものが七〇キロワット以下であるが、かつ、ふろ用バーナーが二一キロワット以下）	二一キロワット以下（ふろ用以外のバーナーをもつものが七〇キロワット以下であるが、かつ、ふろ用バーナーが二一キロワット以下）	二一キロワット以下（ふろ用以外のバーナーをもつものが七〇キロワット以下であるが、かつ、ふろ用バーナーが二一キロワット以下）	二一キロワット以下（ふろ用以外のバーナーをもつものが七〇キロワット以下であるが、かつ、ふろ用バーナーが二一キロワット以下）	二一キロワット以下（ふろ用以外のバーナーをもつものが七〇キロワット以下であるが、かつ、ふろ用バーナーが二一キロワット以下）	二一キロワット以下（ふろ用以外のバーナーをもつものが七〇キロワット以下であるが、かつ、ふろ用バーナーが二一キロワット以下）	二一キロワット以下（ふろ用以外のバーナーをもつものが七〇キロワット以下であるが、かつ、ふろ用バーナーが二一キロワット以下）
	六〇	五〇	六〇	三〇	―	―	―	―	―	
	一五	五	一五	四・五	注二	―	四・五	―	―	
	六〇	―	一五	―	―	―	―	―	―	
	一五	五	一五	四・五	二	―	四・五	―	―	
注一	風道を使用するものにあっては一五センチ									

厨房設備			温風暖房機											
気体燃料			右記に分類されないもの	液体燃料								気体燃		
不燃	不燃以外			不燃				不燃以外				不燃以外		
開放式	開放式			密閉式		半密閉式		密閉式		半密閉式		半密閉式・ バーナーが		
				強制対流型				強制対流型		強制対流型		強制対流型		
	据置型レンジ			強制給排気型		強制排気型		温風を前方向に吹き出すもの		温風を全周方向に吹き出すもの		温風を前方向に吹き出すもの		
組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キッチン型こんろ・グリドル付こんろ	据置型レンジ		組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キッチン型こんろ・グリドル付こんろ	—	二六キロワット以下	二六キロワット以下	二六キロワット以下	七〇キロワット以下	二六キロワット以下	二六キロワット以下	二六キロワット以下	二六キロワットを超え七〇キロワット以下	二六キロワット以下	一九キロワット以下
一四キロワット以下	二二キロワット以下		一四キロワット以下	—	二六キロワット以下	二六キロワット以下	二六キロワット以下	七〇キロワット以下	二六キロワット以下	二六キロワット以下	二六キロワット以下	二六キロワットを超え七〇キロワット以下	二六キロワット以下	一九キロワット以下
八〇	一〇〇		一〇〇	一〇〇	五〇	五〇	八〇	八〇	六〇	六〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	四・五
〇	注一五		注一五	六〇	五	五	一五〇	五	一〇	一〇	一五〇	一五	一五	四・五
—	一五		一五	注二六〇	—	—	—	—	一〇〇	一〇〇	一五〇	注一〇〇	一五〇	六〇
〇	注一五		注一五	六〇	五	五	一五〇	五	一〇	一〇	一五〇	一五	一五	四・五

注…機器本体上方の側方又は後方との距離を示す。

注二…ダクト接続型以外の場合にあっては一〇〇センチメートルとする。

ボイラー																		
体燃料		気体燃料												右記に分類されないもの				
不燃以外		不燃						不燃以外										
		屋外用		密閉式	半密閉式	開放式		屋外用		密閉式	半密閉式	開放式						
		フードを付ける場合				フードを付けない場合		フードを付ける場合				フードを付けない場合		フードを付ける場合		フードを付けない場合		据置型レンジ
		使用温度が三〇〇度未満のもの		使用温度が三〇〇度以上八〇〇度未満のもの		使用温度が八〇〇度以上のもの												
一二キロワット以下	一二キロワットを超え七〇キロワット以下	四二キロワット以下	四二キロワット以下	四二キロワット以下	四二キロワット以下	七キロワット以下	七キロワット以下	四二キロワット以下	四二キロワット以下	四二キロワット以下	一二キロワット以下	一二キロワットを超え四二キロワット以下	七キロワット以下	七キロワット以下	—	—	—	二二キロワット以下
四〇	六〇	一〇	三〇	四・五	—	一〇	三〇	一五	六〇	四・五	—	—	一五	四〇	一〇〇	一五〇	二五〇	八〇
四・五	一五	四・五	四・五	四・五	四・五	四・五	四・五	一五	一五	四・五	四・五	一五	四・五	四・五	五〇	一〇〇	二〇〇	〇
一五	一五	—	—	—	—	—	—	一五	一五	四・五	四・五	一五	四・五	四・五	一〇〇	二〇〇	三〇〇	—
四・五	一五	四・五	四・五	四・五	四・五	四・五	四・五	一五	一五	四・五	四・五	一五	四・五	四・五	五〇	一〇〇	二〇〇	〇

燃料										乾燥設備				液			
不燃以外										右記に分類されないもの		気体燃料		右記に分類されないもの		不燃	
屋外用		密閉式		半密閉式	開放式				不燃			不燃以外	半密閉式				
フードを付ける場合	フードを付けない場合	瞬間型			常圧貯蔵型	瞬間型		常圧貯蔵型		開放式	開放式	自然対流型					
		壁掛け型、据置型	調理台型	フードを付ける場合		フードを付けない場合	内部容積が一立方メートル未満のもの	内部容積が一立方メートル以上のもの	機器の上方又は前方に熱を放散するもの			機器の全周から熱を放散するもの					
一五	六〇	四・五	―	四・五	―	一五	四〇	一五	四〇	五〇	一〇〇	一五	一五	一五〇	一二〇	一二〇	
一五	一五	四・五	○	四・五	四・五	四・五	四・五	四・五	四・五	三〇	五〇	四・五	四・五	一〇〇	五	一〇〇	
一五	一五	四・五	―	四・五	四・五	四・五	四・五	四・五	四・五	五〇	一〇〇	―	四・五	一五〇	―	―	
一五	一五	四・五	○	四・五	四・五	四・五	四・五	四・五	四・五	三〇	五〇	四・五	四・五	一〇〇	五	一〇〇	

														簡易湯沸設備											
														液体燃料				気体							
燃以外														不燃		不燃以外		不燃							
密閉式				半密閉式								屋外用		密閉式		半密閉式	開放式								
瞬間型		常圧貯蔵型		瞬間型		常圧貯蔵型						瞬間型		常圧貯蔵型		瞬間型		常圧貯蔵型							
壁掛け型、据置型		調理台型								フードを付ける場合		フードを付けない場合		壁掛け型、据置型		調理台型			フードを付ける場合		フードを付けない場合				
一ニキロワットを超え七〇キロワット以下		一ニキロワットを超え七〇キロワット以下		一ニキロワットを超え七〇キロワット以下		一ニキロワットを超え七〇キロワット以下		一ニキロワット以下		一ニキロワット以下		一ニキロワット以下		一ニキロワット以下		一ニキロワット以下	一ニキロワット以下		一ニキロワット以下		七キロワット以下		七キロワット以下		
四・五		四・五			二〇	四〇	一〇	三〇	四・五		四・五		一〇	三〇	一〇	三〇	四・五	四・五	四・五	四・五	四・五	四・五	四・五		
四・五	○	四・五	一五	一五	一・五	四・五	四・五	四・五	四・五	○	四・五	四・五	四・五	四・五	四・五	四・五	四・五	四・五	四・五	四・五	四・五	四・五	四・五		
四・五		四・五	一五	一五		一五																			
四・五	○	四・五	一五	一五	一・五	四・五	四・五	四・五	四・五	○	四・五	四・五	四・五	四・五	四・五	四・五	四・五	四・五	四・五	四・五	四・五	四・五	四・五		

給湯湯沸設備

料 不 燃 以 外	気体燃料												
	不燃									不			
	屋外用				密閉式			半密閉式		屋外用			
	瞬間型		常圧貯蔵型		瞬間型		常圧貯蔵型	瞬間型	常圧貯蔵型	瞬間型		常圧貯蔵型	
フードを付ける場合	フードを付けない場合	フードを付ける場合	フードを付けない場合	壁掛け型、据置型	調理台型	フードを付ける場合				フードを付けない場合	フードを付ける場合	フードを付けない場合	
一二キロワットを超え七〇	一二キロワットを超え七〇	一二キロワットを超え七〇	一二キロワットを超え七〇	一二キロワットを超え七〇	一二キロワットを超え七〇	一二キロワットを超え七〇	一二キロワットを超え七〇	一二キロワットを超え七〇	一二キロワットを超え七〇	一二キロワットを超え七〇	一二キロワットを超え七〇	一二キロワットを超え七〇	一二キロワットを超え七〇
六〇	一〇	三〇	一〇	三〇	四・五	―	四・五	―	―	一五	六〇	一五	六〇
一五	四・五	四・五	四・五	四・五	四・五	〇	四・五	四・五	四・五	一五	一五	一五	一五
一五	―	―	―	―	―	―	―	―	―	一五	一五	一五	一五
一五	四・五	四・五	四・五	四・五	四・五	〇	四・五	四・五	四・五	一五	一五	一五	一五

動式ストーブ								右記に分類されないもの	液体燃	
気体燃料				不燃以外					不燃	
不燃				開放式						
開放式		開放式		バーナーが隠ぺい		バーナーが露出				
強制対流型	自然対流型	全周放射型	前方放射型	強制対流型	自然対流型	全周放射型	前方放射型			
七キロワット以下	七キロワット以下	七キロワット以下	七キロワット以下	七キロワット以下	七キロワット以下	七キロワット以下	七キロワット以下	—	一〜二キロワットを超え七〇キロワット以下	キロワット以下
四・五	八〇	八〇	八〇	四・五	一〇〇	一〇〇	一〇〇	六〇	五〇	
四・五	四・五	八〇	一五	四・五	四・五	一〇〇	三〇	一五	五	
六〇	注一 四・五	八〇	八〇	六〇	注一 四・五	一〇〇	一〇〇	六〇	—	
四・五	四・五	八〇	四・五	四・五	四・五	一〇〇	四・五	一五	五	

注一…熱対流方向が一方向に集中する場合には六〇センチメートルとする。
注二…方向性を有するものにあっては一〇〇センチメートルとする。

				液体燃料													
以外				固体燃料	不燃						不燃以外						
放式					開放式						開放式						
い	加 熱 部 が 開 放	露 出 バー ナー が			強制対流型			自然対流型	放射型	強制対流型		自然対流型	放射型				
					温風を全周方向に吹き出すもの	温風を前方向に吹き出すもの	温風を全周方向に吹き出すもの			温風を前方向に吹き出すもの							
卓上型オープン・グリル（フ	卓上型グリル	卓上型こんろ グリル付こんろ・グリドル付 こんろ	卓上型こんろ（一口）	—	七キロワット以下	七キロワットを超え一二キ ロワット以下	一二キロワット以下	七キロワット以下	七キロワットを超え一二キ ロワット以下	七キロワット以下	七キロワットを超え一二キ ロワット以下	一二キロワット以下	七キロワット以下	七キロワットを超え一二キ ロワット以下	七キロワット以下		
七キロワット以下	七キロワット以下	一四キロワット以下	五・八キロワット以下	一〇〇	八〇	八〇	八〇	八〇	一二〇	八〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一五〇	一〇〇		
五〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	八〇	八〇	八〇	八〇	一二〇	八〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一五〇	一〇〇		
四・五	一五	注一五	一五	注二五〇	一〇〇	一五〇	五	三〇	一〇〇	三〇	一〇〇	一五〇	一五	一〇〇	五〇		
四・五	一五	一五	一五	注二五〇	—	—	—	—	—	—	一〇〇	一五〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇		
四・五	一五	注一五	一五	注二五〇	一〇〇	一五〇	五	三〇	一〇〇	五	一〇〇	一五〇	一五	一〇〇	二〇		

注…機器本体上方
の側方又は後方
の離隔距離を示
す。

機	移動式こんろ			調理用器具										
	固体燃料	液体燃料		気体燃料										
不燃以外		不燃	不燃以外	不燃					不燃					
	開放式										開			
	バーナーが隠ぺい					露出バーナーが	バーナーが隠ぺい							
	いが加熱部				が加熱部		いが加熱部							
	圧力調理器（内容積一〇リットル以下）			炊飯器（炊飯容量四リットル以下）	卓上型オープン・グリル（フールドを付ける場合）	卓上型オープン・グリル（フールドを付けない場合）	卓上型グリル	卓上型こんろ（二口以上）・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	卓上型こんろ（一口）	圧力調理器（内容積一〇リットル以下）	炊飯器（炊飯容量四リットル以下）	卓上型オープン・グリル（フールドを付ける場合）	卓上型オープン・グリル（フールドを付けない場合）	
二キロワット以下	六キロワット以下	六キロワット以下	一	四・七キロワット以下	七キロワット以下	七キロワット以下	七キロワット以下	七キロワット以下	一四キロワット以下	五・八キロワット以下	一	四・七キロワット以下	七キロワット以下	
四・五	一〇〇	八〇	一〇〇	一五	一五	一〇	三〇	八〇	八〇	八〇	三〇	三〇	一五	
四・五	三〇	〇	一五	四・五	四・五	四・五	四・五	〇	〇	〇	一〇	一〇	四・五	
四・五	三〇	一	一五	一	一	一	一	一	一	一	一〇	一〇	四・五	
四・五	三〇	〇	一五	四・五	四・五	四・五	四・五	〇	〇	〇	一〇	一〇	四・五	
注	温風の吹き出し													

機	電気乾燥器		電気ストーブ						電子レンジ		電気天火			
	電気		電気						電気		電気			
	不燃 以外	不燃	不燃			不燃 以外			不燃	不燃 以外	不燃	不燃 以外		
機	衣類乾燥機、 食器乾燥機、 食器洗い乾燥	食器乾燥器	食器乾燥器	自然対流型 (壁取付式及び天井取付式 ものを除く。)	全周放射型 (壁取付式及び天井取付式 ものを除く。)	前方放射型 (壁取付式及び天井取付式 ものを除く。)	自然対流型 (壁取付式及び天井取付式 ものを除く。)	全周放射型 (壁取付式及び天井取付式 ものを除く。)	前方放射型 (壁取付式及び天井取付式 ものを除く。)	電熱装置を有するもの	電熱装置を有するもの			
	三キロワット以下	一キロワット以下	一キロワット以下	二キロワット以下	二キロワット以下	二キロワット以下	二キロワット以下	二キロワット以下	二キロワット以下	二キロワット以下	二キロワット以下	二キロワット以下	二キロワット以下	
	四・五	○	四・五	八〇	八〇	八〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇	一〇	一〇	一〇	
	四・五	○	四・五	○	八〇	一五	四・五	一〇〇	三〇	注 四・五	注 四・五	注 四・五	注 四・五	注一
	四・五	―	四・五	―	―	―	四・五	一〇〇	一〇〇	―	注 四・五	―	注 四・五	
	四・五	○	四・五	○	八〇	四・五	四・五	一〇〇	四・五	注 四・五	注 四・五	注 四・五	注 四・五	注一
注一 にあっては○セ										注 チメートルとす	注 チメートルとす		注 チメートルとす	

電気温水器		電気乾燥
電気		電気
不燃	不燃以外	不燃
温度過昇防止装置を有するもの	温度過昇防止装置を有するもの	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機
一〇キロワット以下	一〇キロワット以下	三キロワット以下
○	四・五	注一 四・五
○	○	注二 ○
一	○	注二 一
○	○	注二 ○
		注二…排気口面にあっては四・五センチメートルとする。

備考一 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。

備考二 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。

備考三
別表第四
別表第五
別表第六
別表第七

「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。
削除（平成一四条例第一号）
削除（平成一四条例第一号）
削除（令和五条例第八号）

別表第八（第三十三条、第三十四条、第三十四条の二、第四十六条関係）
改正（平一七条例第一一七号）

品名	数量	合成樹脂類		木材加工品及び木くず	可燃性液体類	石炭・木炭類	可燃性固体類	再生資源燃料	わら類	糸類	ぼろ及び紙くず	木毛及びかんなくず	綿花類
		発泡させたもの	その他のもの										
	キログラム		キログラム		立方メートル								二〇〇
		二〇	三、〇〇〇	一〇	二	一〇、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	四〇〇	

備考
 一 綿花類とは、不燃性又は難燃性でない綿状又はトップ状の繊維及び麻糸原料をいう。
 二 ぼろ及び紙くずは、不燃性又は難燃性でないもの（動植物油がしみ込んである布又は紙及びこれらの製品を含む。）をいう。
 三 糸類とは、不燃性又は難燃性でない糸（糸くずを含む。）及び繭をいう。
 四 わら類とは、乾燥わら、乾燥藁及びこれら製品並びに干し草をいう。
 五 再生資源燃料とは、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源を原材料とする燃料をいう。

六 可燃性固体類とは、固体で、次のイ、ハ又はニのいずれかに該当するもの（一気圧において、温度二〇度を超え四〇度以下の間に於いて液状となるもので、次のロ、ハ又はニのいずれかに該当するものを含む。）をいう。
 イ 引火点が四〇度以上一〇〇度未満のもの
 ロ 引火点が七〇度以上一〇〇度未満のもの
 ハ 引火点が一〇〇度以上二〇〇度未満で、かつ、燃焼熱量が三十四キログラム毎グラム以上であるもの
 ニ 引火点が二〇〇度以上で、かつ、燃焼熱量が三十四キログラム毎グラム以上であるもので、融点が一〇〇度未満のもの
 七 石炭・木炭類には、コークス、粉状の石炭が水に懸濁しているもの、豆炭、練炭、石油コークス、活性炭及びこれらに類するものを含む。
 八 可燃性液体類とは、法別表第一備考第十四号の総務省令で定める物品で液体であるもの、同表備考第十五号及び第十六号の総務省令で定める物品で一気圧において温度二〇度で液状であるもの、同表備考第十七号の総務省令で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油で一気圧において温度二〇度で液状であるもの並びに引火性液体の性状を有する物品（一気圧において、温度が二〇度で液状であるものに限る。）で一気圧において引火点が二五〇度以上のものをいう。
 九 合成樹脂類とは、不燃性又は難燃性でない固体の合成樹脂製品、合成樹脂半製品、原料合成樹脂及び合成樹脂くず（不燃性又は難燃性でないゴム製品、原料合成樹脂及び合成樹脂くずを含む。）をいい、合成樹脂の繊維、布、紙及び糸並びにこれらのぼろ及びくずを除く。